

第73回

若手弁護士に聞く～新65期修習貸与金の返済を目前に控えて～

聞き手：新進会員活動委員会委員 船橋 桃子 (67期)

新進会員活動委員会では、若手の意見や若手に役立つ記事を掲載してきました。今回は、給費制廃止後、最初の修習期となった新65期の貸与金返済が目前に迫っていることから、あらためて給費制廃止や71期からの一部給費制等に関する若手弁護士の意見を集約すべく座談会を開催し、新65期の重富智雄会員と野口景子弁護士(第二東京弁護士会)、67期の木川雅博副委員長と宮崎大輔委員(以下、敬称略)からお話を伺いました。

—まず、学部・ロースクール時代に奨学金を利用していたか、修習中に修習資金の貸与を受けていたか教えてください。

重富：ロースクール時代は有利子・無利子の奨学金を両方借りていました。2015年から奨学金の返済は始まっていて、2033年に払い終わる予定です。奨学金は計600万くらいあるので、貸与金と合計すると約900万円です。

野口：奨学金は借りておらず、修習期間中最後の半年間のみ貸与制を利用したので130万円程度です。

木川：私は奨学金と貸与金の合計が700万～800万円くらいです。

宮崎：私も重富会員と同様で、ロースクール時代の奨学金が600万くらいなので、貸与金と合わせると合計約900万円ですね。

—新65期から修習資金の給費制が貸与制へと変更されましたが、貸与制を原因として司法修習を辞退しようと考えたことはありますか。

重富：修習を辞退しようと考えていたことはありません。ただ、1期上の64期は、修習開始日の前日に貸与制のスタートが猶予されたという経緯があったので、新65期においても猶予されるよう願っていました。ですが、結局新65期から貸与制がスタートしてしまい、落胆したのを覚えています。また、引越しが必要な修習地に配属されたことで修習を辞退した人は周りにいます。

野口：修習開始直前に病気を患ってしまい、将来不安から借金をしてまで修習に行くか悩みました。また、周囲には、給費制復活を期待して、新65期では修習に行かなかった

人や、1回目に司法試験に落ちてしまい、貸与制への変更がきっかけで2回目の受験を辞めた人もいました。

—貸与制により修習中に具体的に困ったことはありますか。

重富：私は函館修習だったので、東京での就職活動のための交通費を節約するために、函館から東京まで夜行バスを利用したことが大変でした。

野口：貸与を受けていないため手持ちの現金が少ない上、修習地の熊本から東京への就職活動費の負担もあり、食べたいものも満足に食べられないような状態でした。本も買えませんし、教官が参加する飲み会にもほとんど行けませんでした。

宮崎：合格時の年齢から貸与を受けないという選択肢はなかったのですが、精神的には相当追い詰められました。

—71期より一部給費制がスタートしたため、新65期～70期はいわゆる「谷間世代」と呼ばれるようになりました。この谷間世代の問題に関する意見をお聞かせください。

重富：給費制が事実上復活したこと自体は良いことだと思います。ただ、月額13万5000円というのは、修習に専念するための費用としては全く足りないと思います。足りない分は結局貸与で賄わなければならないので、給費制が復活したと捉えるのは時期尚早だと思います。そして、谷間世代の我々は明らかに不公平だと思います。

野口：新65期は、司法試験合格が1年早ければ、給費を受けることができた世代。逆に70期は、合格が1年遅れていれば給費を受けることができ、早く合格した人が損をする世代です。わずか数年でこれほど大きく制度が揺れ、

谷間世代の6年間だけ何も支給されないという理屈はないと思います。

木川：修習専念義務があり、最高裁の指揮監督に服する準公務員という位置づけに変わりはないにもかかわらず、新65期以降の修習生についてのみ従前と待遇が異なるのはおかしいと思います。

宮崎：どの期であれ同じ内容の修習をしたにもかかわらず、一方では給費を受け取り、私達は無給です。これは0か100かの差であって明らかに平等権違反です。谷間世代には、本当に経済的に困っているにもかかわらず会派等に属していないために声をあげる機会が無い弁護士も沢山いると思います。日弁連等にはこのような声をあげられない弁護士の意見も広くインターネットで募る等、簡便な方法を用いて、意見を集約していただけるように是非お願いします。

—— 谷間世代に対する経済的支援等について、国や日弁連、単位弁護士会に対する提言や意見等がありますか。

重富：国に対しては、やはり日弁連が窓口になって政策等を提言しなければいけないと思います。谷間世代への救済策は何かしらお願いしたいところですが、日弁連や弁護士会が負担するのではなく、できれば国から勝ち取って欲しいと思います。

野口：具体的な経済支援措置としては、貸与を受けていた人には71期以降に支給される金額と同額の返済を免除し、貸与を受けていなかった人にはこれと同額を支給するのが望ましいと考えています。さまざまな事情で貸与制が利用できなかった人の中には貯金を切り崩しながら月12万円程度で必死に生活していた人もいますから。

木川：極論をいえば、谷間世代は実質的に待遇・身分が異なるわけですから、公益活動をしなさい、また、金にならない仕事はしないという方に文句は言えないかもしれません。助けてもらえないのであれば自力で何とかするから公益活動はしませんよという方が出てきてもおかしくはないと思います。

宮崎：国に対しては、現実的な措置として、貸与金の返済開始を猶予してもらいたいです。谷間世代は子育て等をしている方も多いのに、1年分30万円を毎年一括で10年間も払い続けることができますか。地方の単位会では、会費の大幅な減額、仕事の優先的な斡旋等を決定しているところもあるようですが、東京弁護士会の対応は非常にあいまいだと思います。先輩方は谷間世代だけを犠牲にされるのでしょうか。

—— 最後に一言ずつお願いします。

重富：私は奨学金もかなりの額を借りていましたので、弁護士になったばかりの時には本当に大きな不安しかありませんでした。弁護士という仕事がとても魅力的だという気持ちは6年目を迎えた今でも全く変わりはありませんが、弁護士になるまでの時間的・経済的負担のことを考えると、これから弁護士を目指そうとする下の世代の人達の背中を素直に押せないような心境です。その大きな要因になったのは、やはり貸与制です。完全な給費制の復活を願っています。

野口：谷間世代はすでに修習を終えましたが、6年目を迎えた新65期をはじめ、それぞれ経験を積み、さまざまな分野で社会に貢献できる可能性を持っています。こうした人材が300万円の返済が足枷になって新しい分野に挑戦できないのは社会にとって損失だという視点も必要です。6年間の分断を埋めるために、我々自身、日弁連、単位弁護士会だけでなく、国も施策を考えるべきです。

木川：谷間世代はお金がないから公益活動・会務活動をやらないという運動が起こったとしても異常ではありません。貸与制への変更により、多様な人材が法曹界に入ってきたり、公益活動をやりたがらない弁護士が出てきたりする結果が生じたならば、社会インフラである法曹三者を軽視した国の政策が批判されても仕方がないと思います。

宮崎：とにかく、谷間世代の問題は、平等権違反に尽きます。法律家になった私としては、このような不平等な貸与制を認めることは絶対にできません。